

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長代行 加納 康至  
(公印省略)

**オンライン資格確認の導入義務化対象外の医療機関および導入の経過措置が適用されている医療機関**における本年12月2日以降の資格確認方法について（周知依頼）

日本医師会より、標記について連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、後期高齢者については、令和7年7月末まで有効の「被保険者証」が交付されております。令和6年12月2日以降、後期高齢者になられる方には「資格確認書」が交付されますので、後期高齢者については、「被保険者証」もしくは「資格確認書」により資格確認を行うことが可能です。医療機関の窓口での取り扱いにご留意ください。

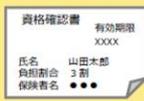
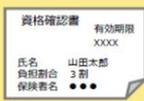
■日本医師会通知

本年12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行が終了することで、マイナ保険証を持参した患者の来院が増えていくことが予想されます。

オンライン資格確認の導入義務化対象外の医療機関および導入経過措置が適用されている医療機関における本年12月2日以降の資格確認の方法につきまして、ご不安の声を多くいただいていることから、厚生労働省にも確認し、その方法を改めて整理いたしました。（参考資料より抜粋）

### 1.はじめに | 保険資格確認の方法について

- 令和6年（2024年）12月2日以降、現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用すること）を基本とする仕組みに移行します。
- 12月2日以降における医療機関等の窓口での取扱いとしては、以下のとおりです。
  - ✓ オンライン資格確認を未導入の場合は、マイナ保険証のみでは資格情報の確認ができないため、利用者には「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」又は「資格情報のお知らせ」をあわせて提示いただく必要があります。
  - ✓ 一方、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入済の場合は、マイナ保険証のみで資格情報を確認できるという点も踏まえ、ぜひ導入をご検討ください。

オンライン資格確認 未導入の場合	オンライン資格確認（資格確認限定型）導入済の場合
<p><b>健康保険証</b> (~2025.12/1)</p>  <p><b>資格確認書</b> (2024.12/2~)</p> 	<p><b>健康保険証</b> (~2025.12/1)</p>  <p><b>資格確認書</b> (2024.12/2~)</p> 
<p><b>マイナポータル画面 資格情報のお知らせ</b></p> <p>※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可</p>  <p>資格情報のお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●組合</li><li>氏名 山田花子</li><li>負担割合 3割</li><li>※一部の障マイナ保険証が必要</li></ul> <p>+</p>  <p>※追加で健康保険証の提示は不要</p>	<p><b>マイナ保険証</b></p>  <p>※追加で健康保険証の提示は不要</p> <p>※何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合、「マイナポータル画面（PDF含む）+マイナンバーカード」または「資格情報のお知らせ+マイナンバーカード」で資格確認を実施</p>

義務化対象外医療機関及び、導入経過措置適用医療機関における、12月2日以降の資格確認の方法につきましては、以下のとおりになります。

○「現行の健康保険証」による資格確認

（最大で 2025 年 12 月 1 日まで有効だが、それまでの間に、有効期限切れ、転職、退職等により保険者が切り替わる場合には失効）

○「マイナンバーカード」＋「資格情報のお知らせ」による資格確認

（「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証を持っているすべての被保険者に送付される）

○「資格確認書」による資格確認

（マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録をしていない方に 2024 年 12 月 2 日以降に送付される予定）

○「マイナンバーカード」＋「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」をスマホ等で提示することによる資格確認

○「オンライン資格確認（資格確認限定型）」を利用したマイナ保険証による資格確認

そのため、義務化対象外医療機関及び、導入経過措置適用医療機関におかれましては、普段から来院されている患者さんには、現行の保険証に加えて、「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」、もしくは、「資格確認書」等で資格確認が可能である旨を伝え、ご持参を呼びかけていただければと思います。

また、「オンライン資格確認（資格確認限定型）」につきましては、専用アプリケーションをインストールしたモバイル端末等（スマホやタブレット）を使って、患者さんから提示を受けたマイナ保険証で資格情報のみを確認できる仕組みになります。導入については、導入費用 4.1 万円のうち 3/4（3.1 万円）を上限に補助する財政支援が実施されており、内容について、支払基金からの郵送物にて周知が行われる予定となっております。適切にご活用いただき、ご準備を進めていただければと思います。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■義務化対象外医療機関向け

- ・【参考サイト】医療機関等向け総合ポータルサイト 義務化対象外（紙レセプト請求等）の保険医療機関・薬局向けオンライン資格確認（資格確認限定型）概要

<https://iryohokenjyoho.service->

[now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010117](now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010117)

- ・【別添資料 1】【オンライン資格確認の義務化対象外（紙レセプト請求等）の保険医療

機関・薬局の方々へ】オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の利用が可能となっています（令和6年11月時点更新）

- ・【別添資料2】義務化対象外医療機関向けリーフレット「モバイル端末等で簡単に資格確認できる「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入を是非ご検討ください。（財政支援実施中）」

#### ■経過措置対象医療機関向け

- ・【参考サイト】医療機関等向け総合ポータルサイト オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置対象の保険医療機関・薬局向けオンライン資格確認（資格確認限定型）の概要

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011703](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011703)

- ・【別添資料3】オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入が始まります（令和6年11月時点更新）
- ・【別添資料4】経過措置適用施設向けリーフレット「オンライン資格確認経過措置対象の保険医療機関・薬局においてモバイル端末等で簡単に資格確認できる「オンライン資格確認（資格確認限定型）」を任意で導入いただけるようになりました（財政支援実施中）」

担当事務局： 大阪府医師会 保険医療課（電話 06-6763-7001） 総務課企画室（電話 06-6763-7021）
---